

## 各項目の検査頻度及び設定理由

# 中 津

## 宮永給水区

(浄水)	2 地点	浄水場 (浄水処理後の水) 高架系	小祝方面
(原水)	1 地点	宮永浄水場	伏流水

## 三口給水区

(浄水)	4 地点	浄水場 (浄水処理後の水) 低区系 高区系	角木方面 田尻方面 野依方面
(原水)	1 地点	三口浄水場	表流水

# 浄水（給水栓水）における各項目の検査頻度及び設定理由

## 水道法に基づく水質検査項目

項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	N o 項目名				
基準	1 一般細菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	2 大腸菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	3 カドミウム及びその化合物		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4 水銀及びその化合物		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5 セレン及びその化合物		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6 鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7 ヒ素及びその化合物		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8 六価クロム化合物		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9 亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	12 フッ素及びその化合物		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13 ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14 四塩化炭素		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15 1,4-ジオキサン		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17 ジクロロメタン		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18 テトラクロロエチレン		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19 トリクロロエチレン		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20 ベンゼン		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	21 塩素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	22 クロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	23 クロロホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	24 ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	25 ジブromokロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	26 臭素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	27 総トリハロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	28 トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	29 ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	30 ブロモホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	31 ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	32 亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	33 アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34 鉄及びその化合物		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35 銅及びその化合物		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36 ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37 マンガン及びその化合物		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38 塩化物イオン	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40 蒸発残留物		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41 陰イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42 ジェオスミン		発生時毎月	8回/年	河川影響を考え夏場を中心に確認のため（5～11月の間は毎月）
基準	43 2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	8回/年	河川影響を考え夏場を中心に確認のため（5～11月の間は毎月）
基準	44 非イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45 フェノール類		1回/3月*	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	47 pH値	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	48 味	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	49 臭気	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	50 色度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	51 濁度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）

○ 宮永給水区及び三口給水区の各浄水場（浄水処理後の水）において、全項目（51項目）を別途年1回（8月）実施します。

## 水質管理目標設定項目

項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
	N o					
管理	1	アンチモン及びその化合物	—	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	2	ウラン及びその化合物	—	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	3	ニッケル及びその化合物	—	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	4	削除	—	—	—	—
管理	5	1,2-ジクロロエタン	—	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	6	削除	—	—	—	—
管理	7	削除	—	—	—	—
管理	8	トルエン	—	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	—	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	10	亜塩素酸	—	—	—	(二酸化塩素は使用しないため)
管理	11	削除	—	—	—	—
管理	12	二酸化塩素	—	—	—	(二酸化塩素は使用しないため)
管理	13	ジクロロアセトニトリル	—	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	14	抱水クロラール	—	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	15	農薬類	—	—	1回/年	使用時期に全ての項目を対象に確認を行うため (次ページ)
管理	16	残留塩素	—	—	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	—	—	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	18	マンガン及びその化合物	—	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	19	遊離炭酸	—	—	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	20	1,1,1-トリクロロエタン	—	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	21	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	—	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	—	—	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	23	臭気強度 (TON)	—	—	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	24	蒸発残留物	—	—	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	25	濁度	—	—	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	26	p H値	—	—	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	27	腐食性 (ランゲリア指数)	—	—	1回/年	おいしい水等、より質の高い水道水の供給を目指すため
管理	28	従属栄養細菌	—	—	1回/年	水道施設の健全性を判断するため
管理	29	1,1-ジクロロエチレン	—	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	30	アルミニウム及びその化合物	—	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	—	—	1回/年	水質変化の確認を行うため

○ 水質管理目標設定項目は、末端の採水地点を対象とせず、宮永給水区及び三口給水区の各浄水場 (浄水処理後の水) において実施します。

## その他の項目

追加	1	放射性セシウム(セシウム134及び137)	—	—	1回/年	原子力発電所の影響を確認するため
----	---	-----------------------	---	---	------	------------------

○ 放射性セシウムは、宮永給水区及び三口給水区の各浄水場 (浄水処理後の水) においても実施します。

## 毎日検査項目

毎日	1	色	不可	1回/日	1回/日
毎日	2	濁り	不可	1回/日	1回/日
毎日	3	消毒の残留効果 (残留塩素)	不可	1回/日	1回/日

水質管理目標設定項目（農薬）

No.15 農薬類は、下記の115項目全て実施します。

No	項目名
1	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)
2	2, 2-DPA (ダラポン)
3	2, 4-D (2, 4-PA)
4	EPN
5	MCPA
6	アシュラム
7	アセフェート
8	アトラジン
9	アニロホス
10	アミトラズ
11	アラクロール
12	イソキサチオン
13	イソフェンホス
14	イソプロカルブ (MIPC)
15	イソプロチオラン (IPT)
16	イプフェンカルバゾン
17	イプロベンホス (IBP)
18	イミノクタジン
19	インダノファン
20	エスプロカルブ
21	エトフェンプロックス
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)
23	オキサジクロメホン
24	オキシ銅 (有機銅)
25	オリサストロビン
26	カズサホス
27	カフェンストロール
28	カルタップ
29	カルバリル (NAC)
30	カルボフラン
31	キノクラミン (ACN)
32	キャプタン
33	クミルロン
34	グリホサート
35	グルホシネート
36	クロメプロップ
37	クロルニトロフェン (CNP)
38	クロルピリホス
39	クロロタロニル (TPN)
40	シアナジン
41	シアノホス (CYAP)
42	ジウロン (DCMU)
43	ジクロベニル (DBN)
44	ジクロルボス (DDVP)
45	ジクワット
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)
47	ジチオカルバメート系農薬
48	ジチオピル
49	シハロホップチル
50	シマジン (CAT)
51	ジメタメトリン
52	ジメトエート
53	シメトリン
54	ダイアジノン
55	ダイムロン
56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート
57	チアジニル
58	チウラム

No	項目名
59	チオジカルブ
60	チオフアネートメチル
61	チオベンカルブ
62	テフリルトリオン
63	テルブカルブ (MBPMC)
64	トリクロピル
65	トリクロルホン (DEP)
66	トリシクラゾール
67	トリフルラリン
68	ナプロパミド
69	バラコート
70	ビペロホス
71	ピラクロニル
72	ピラゾキシフェン
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)
74	ピリダフェンチオン
75	ピリプチカルブ
76	ピロキロン
77	フィブロニル
78	フェニトロチオン (MEP)
79	フェノブカルブ (BPMC)
80	フェリムゾン
81	フェンチオン (MPP)
82	フェントエート (PAP)
83	フェントラザミド
84	フサライド
85	ブタクロール
86	ブタミホス
87	ブプロフェジン
88	フルアジナム
89	プレチラクロール
90	プロシミドン
91	プロチオホス
92	プロピコナゾール
93	プロピザミド
94	プロベナゾール
95	プロモブチド
96	ベノミル
97	ペンシクロン
98	ベンゾビシクロン
99	ベンゾフェナップ
100	ベンタゾン
101	ベンディメタリン
102	ベンフラカルブ
103	ベンフルラリン (ベスロジン)
104	ベンフレセート
105	ホスチアゼート
106	マラチオン (マラソン)
107	メコプロップ (MCPP)
108	メソミル
109	メタラキシル
110	メチダチオン (DMTP)
111	メトミノストロビン
112	メトリブジン
113	メフェナセツト
114	メプロニル
115	モリネート

# 原水における各項目の検査頻度及び設定理由

## 水道法に基づく水質検査項目

項目内容		基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	No				項目名
基準	1	一般細菌	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	2	大腸菌	1回/年	1回/3月	過去の結果に問題はないが確認のため（クリプト等指標菌）
基準	3	カドミウム及びその化合物	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	4	水銀及びその化合物	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	5	セレン及びその化合物	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	6	鉛及びその化合物	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	7	ヒ素及びその化合物	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	8	六価クロム化合物	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	9	亜硝酸態窒素	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	12	フッ素及びその化合物	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	13	ホウ素及びその化合物	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	14	四塩化炭素	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	15	1,4-ジオキサン	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	17	ジクロロメタン	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	18	テトラクロロエチレン	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	19	トリクロロエチレン	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	20	ベンゼン	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	21	塩素酸	-	-	原水なので対象外
基準	22	クロロ酢酸	-	-	原水なので対象外
基準	23	クロロホルム	-	-	原水なので対象外
基準	24	ジクロロ酢酸	-	-	原水なので対象外
基準	25	ジブロモクロロメタン	-	-	原水なので対象外
基準	26	臭素酸	-	-	原水なので対象外
基準	27	総トリハロメタン	-	-	原水なので対象外
基準	28	トリクロロ酢酸	-	-	原水なので対象外
基準	29	ブロモジクロロメタン	-	-	原水なので対象外
基準	30	ブロモホルム	-	-	原水なので対象外
基準	31	ホルムアルデヒド	-	-	原水なので対象外
基準	32	亜鉛及びその化合物	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	33	アルミニウム及びその化合物	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	34	鉄及びその化合物	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	35	銅及びその化合物	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	36	ナトリウム及びその化合物	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	37	マンガン及びその化合物	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	38	塩化物イオン	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	40	蒸発残留物	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	41	陰イオン界面活性剤	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	42	ジェオスミン	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	43	2-メチルイソボルネオール	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	44	非イオン界面活性剤	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	45	フェノール類	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	47	pH値	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	48	味	-	-	原水なので対象外
基準	49	臭気	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	50	色度	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため
基準	51	濁度	1回/年	1回/6月	過去の結果に問題はないが、夏冬で確認が必要と判断したため

水質管理目標設定項目

項目内容		基本頻度	実施検査頻度	設定理由
No	項目名			
管理	1 アンチモン及びその化合物	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	2 ウラン及びその化合物	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	3 ニッケル及びその化合物	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	4 削除	—	—	—
管理	5 1,2-ジクロロエタン	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	6 削除	—	—	—
管理	7 削除	—	—	—
管理	8 トルエン	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	9 フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	10 亜塩素酸	—	—	原水なので対象外
管理	11 削除	—	—	—
管理	12 二酸化塩素	—	—	原水なので対象外
管理	13 ジクロロアセトニトリル	—	1回/年	原水だが確認のため
管理	14 抱水クロラール	—	1回/年	原水だが確認のため
管理	15 農薬類	—	1回/年	使用時期に全ての項目を対象に確認を行うため (次ページ)
管理	16 残留塩素	—	—	原水なので対象外
管理	17 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	18 マンガン及びその化合物	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	19 遊離炭酸	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	20 1,1,1-トリクロロエタン	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	21 メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	22 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	23 臭気強度 (TON)	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	24 蒸発残留物	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	25 濁度	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	26 pH値	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	27 腐食性 (ランゲリア指数)	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	28 従属栄養細菌	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	29 1,1-ジクロロエチレン	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	30 アルミニウム及びその化合物	—	1回/年	水質変化の確認を行うため
管理	31 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA)	—	1回/年	水質変化の確認を行うため

その他の項目

追加	1 クリプトスポリジウム及びジアルジア	—	1回/3月	病原生物自体が存在していないか確認のため
追加	2 嫌気性芽胞菌	—	1回/3月	クリプトスポリジウム等の指標として確認するため
追加	3 アンモニア態窒素	—	1回/6月	水質変化の確認及び塩素による浄水処理において必要と判断したため
追加	4 生物化学的酸素要求量 (BOD)	—	1回/年	河川からの影響を考え、浄水処理において必要と判断したため
追加	5 化学的酸素要求量 (COD)	—	1回/年	河川からの影響を考え、浄水処理において必要と判断したため
追加	6 浮遊物質量 (SS)	—	1回/年	河川からの影響を考え、浄水処理において必要と判断したため
追加	7 全窒素	—	1回/年	河川からの影響を考え、浄水処理において必要と判断したため
追加	8 全りん	—	1回/年	河川からの影響を考え、浄水処理において必要と判断したため
追加	9 トリハロメタン (THM) 生成能	—	1回/年	河川からの影響を考え、浄水処理において必要と判断したため

水質管理目標設定項目（農薬）

No.15 農薬類は、下記の115項目全て実施します。

No	項目名
1	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)
2	2, 2-DPA (ダラポン)
3	2, 4-D (2, 4-PA)
4	EPN
5	MCPA
6	アシュラム
7	アセフェート
8	アトラジン
9	アニロホス
10	アミトラズ
11	アラクロール
12	イソキサチオン
13	イソフェンホス
14	イソプロカルブ (MIPC)
15	イソプロチオラン (IPT)
16	イプフェンカルバゾン
17	イプロベンホス (IBP)
18	イミノクタジン
19	インダノファン
20	エスプロカルブ
21	エトフェンプロックス
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)
23	オキサジクロメホン
24	オキシ銅 (有機銅)
25	オリサストロビン
26	カズサホス
27	カフェンストロール
28	カルタップ
29	カルバリル (NAC)
30	カルボフラン
31	キノクラミン (ACN)
32	キャプタン
33	クミルロン
34	グリホサート
35	グルホシネート
36	クロメプロップ
37	クロルニトロフェン (CNP)
38	クロルピリホス
39	クロロタロニル (TPN)
40	シアナジン
41	シアノホス (CYAP)
42	ジウロン (DCMU)
43	ジクロベニル (DBN)
44	ジクロルボス (DDVP)
45	ジクワット
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)
47	ジチオカルバメート系農薬
48	ジチオピル
49	シハロホップブチル
50	シマジン (CAT)
51	ジメタメトリン
52	ジメトエート
53	シメトリン
54	ダイアジノン
55	ダイムロン
56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート
57	チアジニル
58	チウラム

No	項目名
59	チオジカルブ
60	チオフアネートメチル
61	チオベンカルブ
62	テフリルトリオン
63	テルブカルブ (MBPMC)
64	トリクロピル
65	トリクロルホン (DEP)
66	トリシクラゾール
67	トリフルラリン
68	ナプロパミド
69	バラコート
70	ビペロホス
71	ピラクロニル
72	ピラゾキシフェン
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)
74	ピリダフェンチオン
75	ピリプチカルブ
76	ピロキロン
77	フィブロニル
78	フェニトロチオン (MEP)
79	フェノブカルブ (BPMC)
80	フェリムゾン
81	フェンチオン (MPP)
82	フェントエート (PAP)
83	フェントラザミド
84	フサライド
85	ブタクロール
86	ブタミホス
87	ブプロフェジン
88	フルアジナム
89	プレチラクローラ
90	プロシミドン
91	プロチオホス
92	プロピコナゾール
93	プロピザミド
94	プロベナゾール
95	プロモブチド
96	ベノミル
97	ペンシクロン
98	ベンゾビシクロン
99	ベンゾフェナップ
100	ベンタゾン
101	ベンディメタリン
102	ベンフラカルブ
103	ベンフルラリン (ベスロジン)
104	ベンフレセート
105	ホスチアゼート
106	マラチオン (マラソン)
107	メコプロップ (MCPP)
108	メソミル
109	メタラキシル
110	メチダチオン (DMTP)
111	メトミノストロビン
112	メトリブジン
113	メフェナセツト
114	メプロニル
115	モリネート



# 三 光

## 土田地区給水区

(浄水) 1 地点

(原水) 2 地点 第1水源 湧水  
第2水源 深井戸水

## 臼木住宅給水区

(浄水) 1 地点

(原水) 1 地点 第1水源 深井戸水

## 成恒住宅給水区

(浄水) 1 地点

(原水) 1 地点 第1水源 深井戸水

## アメニティかみまくさ給水区

(浄水) 1 地点

(原水) 1 地点 第1水源 深井戸水

# 浄水（給水栓水）における各項目の検査頻度及び設定理由

## 水道法に基づく水質検査項目

項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	No				
基準	1 一般細菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	2 大腸菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	3 カドミウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4 水銀及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5 セレン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6 鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7 ヒ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8 六価クロム化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9 亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	12 フッ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13 ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14 四塩化炭素		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15 1,4-ジオキサン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17 ジクロロメタン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18 テトラクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19 トリクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20 ベンゼン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	21 塩素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	22 クロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	23 クロロホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	24 ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	25 ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	26 臭素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	27 総トリハロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	28 トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	29 ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	30 ブロモホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	31 ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	32 亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	33 アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34 鉄及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35 銅及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36 ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37 マンガン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38 塩化物イオン	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40 蒸発残留物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41 陰イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42 ジェオスミン		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	43 2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	44 非イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45 フェノール類		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	47 pH値	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	48 味	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	49 臭気	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	50 色度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	51 濁度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）

○ 次の施設は、右に記載された項目が過去の検査結果値において基準値の5分の1を超えたため、同項目について3ヶ月に1回実施します。

- 土田地区給水区 : アルミニウム及びその化合物・カルシウム、マグネシウム等（硬度）・蒸発残留物
- 臼木住宅給水区 : 蒸発残留物
- 成恒住宅給水区 : 蒸発残留物
- アメリカみまき給水区 : 蒸発残留物

その他の項目

項目内容			省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	No	項目名				
追加	1	放射性セシウム(セシウム134及び137)	—	—	1回/年	原子力発電所の影響を確認するため

毎日検査項目

毎日	1	色	不可	1回/日	1回/日
毎日	2	濁り	不可	1回/日	1回/日
毎日	3	消毒の残留効果(残留塩素)	不可	1回/日	1回/日

## 原水における各項目の検査頻度及び設定理由

### 水道法に基づく水質検査項目

項目内容		基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	No 項目名			
基準	1 一般細菌	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	2 大腸菌	1回/年	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため (クリプト等指標菌)
基準	3 カドミウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4 水銀及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5 セレン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6 鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7 ヒ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8 六価クロム化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9 亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	12 フッ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13 ホウ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14 四塩化炭素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15 1,4-ジオキサン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17 ジクロロメタン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18 テトラクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19 トリクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20 ベンゼン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	21 塩素酸	—	—	原水なので対象外
基準	22 クロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	23 クロロホルム	—	—	原水なので対象外
基準	24 ジクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	25 ジブromクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	26 臭素酸	—	—	原水なので対象外
基準	27 総トリハロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	28 トリクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	29 プロモジクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	30 プロモホルム	—	—	原水なので対象外
基準	31 ホルムアルデヒド	—	—	原水なので対象外
基準	32 亜鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	33 アルミニウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34 鉄及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35 銅及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36 ナトリウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37 マンガン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38 塩化物イオン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	39 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40 蒸発残留物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41 陰イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42 ジェオスミン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	43 2-メチルイソボルネオール	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	44 非イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45 フェノール類	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	47 pH値	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	48 味	—	—	原水なので対象外
基準	49 臭気	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	50 色度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	51 濁度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため

### その他の項目

追加	1	クリプトスポリジウム及びジアルジア	—	1回/年	病原生物自体が存在していないか確認のため
追加	2	嫌気性芽胞菌	—	1回/3月	クリプトスポリジウム等の指標として確認するため
追加	3	アンモニア態窒素	—	1回/年	水質変化の確認及び塩素による浄水処理において必要と判断したため
追加	4	紫外線 (UV) 吸光度	—	1回/月	土田地区給水区 第1水源 湧水：紫外線処理設備で対処が可能であるかを検討するため

○ 次の施設は、右に記載された項目が過去の検査結果値及び処理施設の検討に伴い頻度を変更します。

土田地区給水区 第1水源 湧水：過去の結果値より判断し、指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)を毎月1回、クリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回実施します。

また、上向きろ過を整備していますが、紫外線処理設備で対処可能であるかを検討するため、色度・濁度・紫外線(UV)吸光度の3項目について毎月1回実施します。原水の他、ろ過処理後の水についても毎月1回実施します。

# 本耶馬溪

## 樋田地区給水区

(浄水) 1 地点

(原水) 1 地点 第1水源 深井戸水

## 上曾木地区給水区

(浄水) 1 地点

(原水) 1 地点 第1水源 深井戸水

## 下曾木地区給水区

(浄水) 1 地点

(原水) 1 地点 第1水源 深井戸水

## 屋形地区給水区

(浄水) 3 地点 西屋形系  
東屋形系  
今行系

(原水) 1 地点 屋形水源 深井戸水

# 浄水（給水栓水）における各項目の検査頻度及び設定理由

## 水道法に基づく水質検査項目

項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	No					項目名
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45	フェノール類		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	47	pH値	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	48	味	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	49	臭気	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	50	色度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	51	濁度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）

○ 次の施設は、右に記載された項目が過去の検査結果値において基準値の5分の1を超えたため、同項目について3ヶ月に1回実施します。

樋田地区給水区：カルシウム、マグネシウム等（硬度）・蒸発残留物

上曾木地区給水区：蒸発残留物

下曾木地区給水区：蒸発残留物

屋形地区給水区

（西屋形系）：アルミニウム及びその化合物・ナトリウム及びその化合物・蒸発残留物

（東屋形系）：アルミニウム及びその化合物・ナトリウム及びその化合物・蒸発残留物

（今行系）：アルミニウム及びその化合物・ナトリウム及びその化合物・蒸発残留物

その他の項目

項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	No					項目名
追加	1	放射性セシウム(セシウム134及び137)	—	—	1回/年	原子力発電所の影響を確認するため

毎日検査項目

毎日	1	色	不可	1回/日	1回/日
毎日	2	濁り	不可	1回/日	1回/日
毎日	3	消毒の残留効果(残留塩素)	不可	1回/日	1回/日

## 原水における各項目の検査頻度及び設定理由

### 水道法に基づく水質検査項目

項目内容		基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	N o				項目名
基準	1	一般細菌	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	2	大腸菌	1回/年	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため (クリプト等指標菌)
基準	3	カドミウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	水銀及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	セレン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	ヒ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8	六価クロム化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9	亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	12	フッ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	ホウ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	四塩化炭素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1,4-ジオキサン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	ジクロロメタン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	テトラクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	トリクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	ベンゼン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	21	塩素酸	—	—	原水なので対象外
基準	22	クロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	23	クロロホルム	—	—	原水なので対象外
基準	24	ジクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	25	ジブロモクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	26	臭素酸	—	—	原水なので対象外
基準	27	総トリハロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	28	トリクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	29	ブロモジクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	30	ブロモホルム	—	—	原水なので対象外
基準	31	ホルムアルデヒド	—	—	原水なので対象外
基準	32	亜鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	33	アルミニウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	鉄及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35	銅及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	ナトリウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	マンガン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	塩化物イオン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40	蒸発残留物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	陰イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42	ジェオスミン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	43	2-メチルイソボルネオール	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	44	非イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45	フェノール類	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	47	pH値	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	48	味	—	—	原水なので対象外
基準	49	臭気	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	50	色度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	51	濁度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため

### その他の項目

追加	1	クリプトスポリジウム及びジアルジア	—	1回/年	病原生物自体が存在していないか確認のため
追加	2	嫌気性芽胞菌	—	1回/3月	クリプトスポリジウム等の指標として確認するため
追加	3	アンモニア態窒素	—	1回/年	水質変化の確認及び塩素による浄水処理において必要と判断したため
追加	4	紫外線(UV)吸光度	—	1回/月	上曾木地区給水区 第1水源 深井戸水・屋形地区給水区 屋形水源 深井戸水：紫外線処理設備で対処が可能であるかを検討するため



○ 次の施設は、右に記載された項目が過去の検査結果値及び処理施設の検討に伴い頻度を変更します。

上曾木地区給水区 第1水源 深井戸水 : 過去の結果値より判断し、指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)を毎月1回、クリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回実施します。

また、紫外線処理設備で対処可能であるかを検討するため、色度・濁度・紫外線(UV)吸光度の3項目について毎月1回実施します。

屋形地区給水区 屋形水源 深井戸水 : 過去の結果値より判断し、指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)を毎月1回、クリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回実施します。

また、紫外線処理設備で対処可能であるかを検討するため、色度・濁度・紫外線(UV)吸光度の3項目について毎月1回実施します。

# 耶馬溪

## 平田地区給水区

(浄水)	4 地点	低区系 高区系 第3系 高区及び第3混合系	
(原水)	3 地点	第1水源 第2水源 第3水源	深井戸水 深井戸水 深井戸水

## 百谷地区給水区

(浄水)	1 地点		
(原水)	1 地点	第1水源	深井戸水

## 島地区給水区

(浄水)	1 地点		
(原水)	2 地点	第1水源 第2水源	深井戸水 (休止中のため定期検査対象外) 深井戸水

## 山浦地区給水区

(浄水)	1 地点		
(原水)	1 地点	第1水源	深井戸水

## 鳴良・山移地区統合給水区

(浄水)	3 地点	鳴良第1系 鳴良第2系 山移系	
(原水)	2 地点	鳴良水源 山移水源	湧水 深井戸水

## 柿坂地区給水区

(浄水) 2 地点 柿坂地区  
穴田地区

(原水) 3 地点 第1水源 深井戸水  
第2水源 深井戸水 (休止中のため定期検査対象外)  
第3水源 深井戸水

# 浄水（給水栓水）における各項目の検査頻度及び設定理由

## 水道法に基づく水質検査項目

項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	No				
基準	1 一般細菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	2 大腸菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	3 カドミウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4 水銀及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5 セレン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6 鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7 ヒ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8 六価クロム化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9 亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	12 フッ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13 ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14 四塩化炭素		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15 1,4-ジオキサン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17 ジクロロメタン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18 テトラクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19 トリクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20 ベンゼン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	21 塩素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	22 クロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	23 クロロホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	24 ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	25 ジブromクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	26 臭素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	27 総トリハロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	28 トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	29 ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	30 ブロモホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	31 ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	32 亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	33 アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34 鉄及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35 銅及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36 ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37 マンガン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38 塩化物イオン	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40 蒸発残留物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41 陰イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42 ジェオスミン		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	43 2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	44 非イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45 フェノール類		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	47 pH値	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	48 味	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	49 臭気	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	50 色度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	51 濁度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）

○ 次の施設は、右に記載された項目が過去の検査結果値において基準値の5分の1を超えたため、同項目について3ヶ月に1回実施します。

### 平田地区給水区

- （低区系）：蒸発残留物
- （高区系）：蒸発残留物
- （第3系）：蒸発残留物
- （高・3系）：蒸発残留物

### 百谷地区給水区

- ：アルミニウム及びその化合物・蒸発残留物

### 島地区給水区

- ：ヒ素及びその化合物・ナトリウム及びその化合物・蒸発残留物

### 山浦地区給水区

- ：フッ素及びその化合物・蒸発残留物

### 鳴良・山移地区統合給水区

- （鳴良第1系）：追加なし
- （鳴良第2系）：非イオン界面活性剤
- （山移系）：ヒ素及びその化合物・フッ素及びその化合物・ナトリウム及びその化合物・蒸発残留物

### 柿坂地区給水区

- （柿坂地区）：蒸発残留物

○ 次の施設は、末端の配水系ではなく、省略が可能とされる検査項目及び消毒副生成物の濃度が上昇しないと判断できる経路中の配水系であるため、全項目及び年4回項目は、実施対象とせず、毎月検査項目（赤色・紫色の項目）のみを毎月1回実施します。

### 柿坂地区給水区（穴田地区）

その他の項目

項目内容			省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	No	項目名				
追加	1	放射性セシウム(セシウム134及び137)	—	—	1回/年	原子力発電所の影響を確認するため

○ 放射性セシウムは、全項目を行う地点を対象とするため、上記、経路中の配水系は検査対象外とします。

毎日検査項目

毎日	1	色	不可	1回/日	1回/日
毎日	2	濁り	不可	1回/日	1回/日
毎日	3	消毒の残留効果(残留塩素)	不可	1回/日	1回/日

# 原水における各項目の検査頻度及び設定理由

## 水道法に基づく水質検査項目

項目内容		基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	No				項目名
基準	1	一般細菌	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	2	大腸菌	1回/年	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため (クリプト等指標菌)
基準	3	カドミウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	水銀及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	セレン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	ヒ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8	六価クロム化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9	亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	12	フッ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	ホウ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	四塩化炭素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1,4-ジオキサン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	ジクロロメタン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	テトラクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	トリクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	ベンゼン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	21	塩素酸	-	-	原水なので対象外
基準	22	クロロ酢酸	-	-	原水なので対象外
基準	23	クロロホルム	-	-	原水なので対象外
基準	24	ジクロロ酢酸	-	-	原水なので対象外
基準	25	ジブロモクロロメタン	-	-	原水なので対象外
基準	26	臭素酸	-	-	原水なので対象外
基準	27	総トリハロメタン	-	-	原水なので対象外
基準	28	トリクロロ酢酸	-	-	原水なので対象外
基準	29	ブロモジクロロメタン	-	-	原水なので対象外
基準	30	ブロモホルム	-	-	原水なので対象外
基準	31	ホルムアルデヒド	-	-	原水なので対象外
基準	32	亜鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	33	アルミニウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	鉄及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35	銅及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	ナトリウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	マンガン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	塩化物イオン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40	蒸発残留物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	陰イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42	ジェオスミン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	43	2-メチルイソボルネオール	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	44	非イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45	フェノール類	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	47	pH値	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	48	味	-	-	原水なので対象外
基準	49	臭気	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	50	色度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	51	濁度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため

## その他の項目

追加	1	クリプトスポリジウム及びジアルジア	-	1回/年	病原生物自体が存在していないか確認のため
追加	2	嫌気性芽胞菌	-	1回/3月	クリプトスポリジウム等の指標として確認するため
追加	3	アンモニア態窒素	-	1回/年	水質変化の確認及び塩素による浄水処理において必要と判断したため
追加	4	紫外線 (UV) 吸光度	-	1回/月	百谷地区給水区 第1水源 深井戸水・鳴良・山移地区統合給水区 鳴良水源 湧水・鳴良・山移地区統合給水区 山移水源 深井戸水：紫外線処理設備で対処が可能であるかを検討するため

○ 次の施設は、右に記載された項目が過去の検査結果値及び処理施設の検討に伴い頻度を変更します。

百谷地区給水区 第1水源 深井戸水 : 過去の結果値より判断し、指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)を毎月1回、クリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回実施します。  
また、紫外線処理設備で対処可能であるかを検討するため、色度・濁度・紫外線(UV)吸光度の3項目について毎月1回実施します。

鳴良・山移地区統合給水区

(鳴良水源 湧水) : 過去の結果値より判断し、指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)を毎月1回、クリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回実施します。  
また、上向きろ過を整備していますが、紫外線処理設備で対処可能であるかを検討するため、色度・濁度・紫外線(UV)吸光度の3項目について毎月1回実施します。原水の他、ろ過処理後の水についても毎月1回実施します。

(山移水源 深井戸水) : 過去の結果値より判断し、指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)を毎月1回、クリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回実施します。  
また、急速ろ過(除鉄・除マンガン)を整備していますが、紫外線処理設備で対処可能であるかを検討するため、色度・濁度・紫外線(UV)吸光度の3項目について毎月1回実施します。原水の他、ろ過処理後の水についても毎月1回実施します。

# 山 国

## 守実給水区

(浄水) 9 地点 和田第1系  
和田第2系  
和田第3系  
大石峠新第1系  
大石峠第2系  
大石峠第3系  
大石峠第4系  
犬王丸新系  
犬王丸旧系

(原水) 5 地点 和田水源 湧水  
大石峠水源 湧水 (休止中のため定期検査対象外)  
大石峠水源第1 深井戸水  
大石峠水源第2 深井戸水  
犬王丸水源 深井戸水

## 草本・小屋川統合給水区

(浄水) 4 地点 小屋川高区系  
小屋川低区系  
草本系  
田良川系

(原水) 3 地点 小屋川水源 湧水  
草本水源 深井戸水  
田良川水源 表流水

## 槻木給水区

(浄水) 2 地点 槻木系  
小原井系

(原水) 1 地点 第1水源 浅井戸水



# 浄水（給水栓水）における各項目の検査頻度及び設定理由

## 水道法に基づく水質検査項目

項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	No					項目名
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応（数値の変化を確認するため）
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目（3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため）
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45	フェノール類		1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	47	pH値	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	48	味	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	49	臭気	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	50	色度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）
基準	51	濁度	不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目（毎月1回は実施しなくてはならないため）

○ 次の施設は、右に記載された項目が過去の検査結果値において基準値の5分の1を超えたため、同項目について3ヶ月に1回実施します。

守実給水区

（和田第1系）：追加なし  
（犬王丸旧系）：蒸発残留物

草本・小屋川統合給水区

（小屋川高区系）：追加なし  
（小屋川低区系）：追加なし  
（草本系）：アルミニウム及びその化合物・鉄及びその化合物・蒸発残留物  
（田良川系）：追加なし

槻木給水区

（小原井系）：フッ素及びその化合物・鉄及びその化合物・マンガン及びその化合物・カルシウム、マグネシウム等（硬度）・蒸発残留物

○ 次の施設は、新規水源の守実給水区 大石峠水源 第1及び第2より取水した水より給水されるため、全項目を3ヶ月に1回実施します。

守実給水区

（和田第3系）  
（大石峠第3系）  
（大石峠第4系）

○ 次の施設は、末端の配水系ではなく、省略が可能とされる検査項目及び消毒副生成物の濃度が上昇しないと判断できる経路中の配水系であるため、全項目及び年4回項目は、実施対象とせず、毎月検査項目（赤色・紫色の項目）のみを毎月1回実施します。

守実給水区 (和田第2系) (大石峠新第1系) (大石峠第2系) (犬丸新系)	槻木給水区 (槻木系)
-----------------------------------------------------	----------------

その他の項目

項目内容		省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	No					
追加	1	放射性セシウム(セシウム134及び137)	—	—	1回/年	原子力発電所の影響を確認するため

○ 放射性セシウムは、全項目を行う地点を対象とするため、上記、経路中の配水系は検査対象外とします。

毎日検査項目

毎日	1	色	不可	1回/日	1回/日
毎日	2	濁り	不可	1回/日	1回/日
毎日	3	消毒の残留効果(残留塩素)	不可	1回/日	1回/日

## 原水における各項目の検査頻度及び設定理由

### 水道法に基づく水質検査項目

項目内容		基本頻度	実施検査頻度	設定理由	
基準	No				項目名
基準	1	一般細菌	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	2	大腸菌	1回/年	1回/3月	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため (クリプト等指標菌)
基準	3	カドミウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	水銀及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	セレン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	ヒ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8	六価クロム化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9	亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	12	フッ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	ホウ素及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	四塩化炭素	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1,4-ジオキサン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	ジクロロメタン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	テトラクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	トリクロロエチレン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	ベンゼン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	21	塩素酸	—	—	原水なので対象外
基準	22	クロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	23	クロロホルム	—	—	原水なので対象外
基準	24	ジクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	25	ジブロモクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	26	臭素酸	—	—	原水なので対象外
基準	27	総トリハロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	28	トリクロロ酢酸	—	—	原水なので対象外
基準	29	ブロモジクロロメタン	—	—	原水なので対象外
基準	30	ブロモホルム	—	—	原水なので対象外
基準	31	ホルムアルデヒド	—	—	原水なので対象外
基準	32	亜鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	33	アルミニウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	鉄及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35	銅及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	ナトリウム及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	マンガン及びその化合物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	塩化物イオン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40	蒸発残留物	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	陰イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42	ジオスミン	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	43	2-メチルイソボルネオール	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	44	非イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45	フェノール類	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	47	pH値	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	48	味	—	—	原水なので対象外
基準	49	臭気	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	50	色度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	51	濁度	1回/年	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため

### その他の項目

追加	1	クリプトスポリジウム及びジアルジア	—	1回/年	病原生物自体が存在していないか確認のため
追加	2	嫌気性芽胞菌	—	1回/3月	クリプトスポリジウム等の指標として確認するため
追加	3	アンモニア態窒素	—	1回/年	水質変化の確認及び塩素による浄水処理において必要と判断したため
追加	4	紫外線 (UV) 吸光度	—	1回/月	守実給水区 (和田水源 湧水) ・草本・小屋川統合給水区 (小屋川水源 湧水・草本水源 深井戸水) ・槻木給水区 第1水源 浅井戸水 : 紫外線処理設備で対処が可能であるかを検討するため

○ 次の施設は、右に記載された項目が過去の検査結果値及び処理施設の検討に伴い頻度を変更します。

守実給水区

(和田水源 湧水)

: 過去の結果値より判断し、指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)を毎月1回、クリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回実施します。  
また、紫外線処理設備で対処可能であるかを検討するため、色度・濁度・紫外線(UV)吸光度の3項目について毎月1回実施します。

草本・小屋川統合給水区

(小屋川水源 湧水)

: 過去の結果値より判断し、指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)を毎月1回、クリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回実施します。  
また、紫外線処理設備で対処可能であるかを検討するため、色度・濁度・紫外線(UV)吸光度の3項目について毎月1回実施します。

(草本水源 深井戸水)

: 過去の結果値より判断し、指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)を毎月1回、クリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回実施します。  
また、紫外線処理設備で対処可能であるかを検討するため、色度・濁度・紫外線(UV)吸光度の3項目について毎月1回実施します。

槻木給水区 第1水源 浅井戸水

: 過去の結果値より判断し、指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)を毎月1回、クリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回実施します。  
また、紫外線処理設備で対処可能であるかを検討するため、色度・濁度・紫外線(UV)吸光度の3項目について毎月1回実施します。